

要旨

徳川時代の大坂米市場が金融市場としても重要な役割を果たしていたことは、よく知られている。最大の借り手である大名が資金調達を行う場合、大きく分けて2通りの方法が存在した。米切手という一定数量の米との兌換を約束した証券を発行する方法、特定の金融商人から融資を受ける方法の2通りである。いずれを用いるにせよ、米、あるいは借財の引き当てとなる他の商品を大坂へと廻送できることが必要条件であった。

本稿が扱う18世紀中後期の大坂金融市場においては、2つの大きな問題が発生していた。第一に、一部の大名による米切手の濫発が、米切手の信用不安を招き、大坂金融市場が円滑に機能しなくなっていたこと、第二に、大坂市場に商品を廻送できないか、あるいは財務状態が不健全な大名が、大坂金融市場から事実上排除されていたことである。この内、第二の問題については、貸付を受けるに十分でないと判断された主体が金融市場から排除されていたに過ぎないが、大名財政の維持を政策上の目的関数に含めていた幕府にとっては、看過し得ない問題であった。

田沼意次がその権力の絶頂にあった天明3年(1783)、幕府はこれらの問題に対して、2つの政策を打ち出す。米切手の検査制度、そして大坂を代表する大名貸商人11軒に対して課した内密御用金がそれである。米切手の発行を諸大名の裁量に委ねてきた幕府は、相次ぐ米切手の不渡り(蔵米との兌換停止ないし遅延)を受け、彼らによる米切手の発行量を監視下に置く制度を導入した。一方、11軒から上納された14万5千両の御用金は、幕府の名義において、大名、旗本へと貸し付けられた。この「御貸付」を受けた主体は、純経済的取引としては、大坂金融資本の貸付を受けられない主体であった。大坂金融市場において自律的に資金調達ができる大名に対しては監視と統制を、そしてそれができない大名には「御貸付」をそれぞれ与える制度が構想されたのである。

JEL Classification: K11, G28, N25

Key Words: 日本経済史, 金融市場, 金融監督規制

* 本稿を執筆するに当たり、賀川隆行、中林真幸、藤田覚、松村敏弘、宮本又郎の諸先生方からは、多大なるご支援と、貴重なご助言を賜った。また、東京大学社会科学研究所主催の産業組織研究会においては佐々木弾、石橋郁雄の両先生より、数量経済史研究会においては阿部武司、岡崎哲二、尾高煌之助、沢井実、谷本雅之、結城武延の諸先生方より貴重なご助言を賜った。お名前をここに記して、感謝の意を述べたい。あり得べき誤謬は筆者に帰属する。尚、本研究は平成21年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費: 20・10163)、平成21年度科学研究費補助金(基盤研究(A): 18203024)による研究助成を受けたものである。

† 東京大学大学院経済学研究科助教。〒113-0033, 東京都文京区本郷7-3-1, 東京大学大学院経済学研究科。E-Mail: yasuo.takatsuki@gmail.com / ytaka@e.u-tokyo.ac.jp

はじめに

徳川時代における大坂金融市場の重要性はこと新たに論じるまでもない。これまでに数多くの研究が蓄積され、大坂金融市場の実態はかなりの程度、解明されてきた⁽¹⁾。現在の小切手に相当する振り手形、銀行券に相当する預り手形が決済手段として普及し、多くの取引が実物の貨幣を用いることなく決済されていたこと、大坂米市場では世界に先駆けて組織的な先物取引が行われていたこと。これらは既に日本史の教科書でも馴染み深い事実であるし、海外の研究者によっても十分に認知されている事実と言ってよいだろう。しかし、例えば次の素朴な問いかけに対して、我々は十分な答えを用意できているであろうか。大坂において高度に金融取引が発達していたとして、なぜそれが可能となったのか。

金融取引に限らず、およそ取引と呼ばれる行為は、相手に対する信頼なくしては成立し得ない。相手が誠実な行動をとると必ずしも予想できない場合には、取引が成立しない可能性があり、市場の規模もそれだけ制限されることになる。したがって、ある市場が成立し、繁栄を遂げていたとすれば、取引上の紛糾が発生した場合に、それを解決できる何らかの秩序、言い換えれば、取引当事者が自己執行的に誠実な行動をとるに十分な制度的裏付けが存在したはずである。この裏付けを国家による財産権の保護に求めたのがダグラス・ノースであることはよく知られている⁽²⁾。これに対してアブナー・グライフは、国家によって財産権が保護されるというだけでは不十分であり、ルールや制度に実効性があるのか否か、個々人がそれに従うように動機づけられているのか否か、という点こそ問われなければならないと説く⁽³⁾。したがって、実効性のある制度であれば、必ずしも国家ないし政府といった第三者が設定したものでなくとも、取引の拡大に寄与し得るということになる。彼が、11世紀の地中海世界に活躍したマグリブ貿易商に見出した「自律的秩序」—契約を執行する機関の役目を果たす第三者がいなくても秩序が維持されている状況—は、まさにそのことを裏付けるものであった。ある商人が不正を働いたならば、その情報はグループ内部で共有され、当該商人は以後、取引から排除される。商人グループが結託し、不正行為に対してこうした懲罰的対応をとることが十分に予想されたが故に「自律的秩序」

(1) 代表的業績として、作道洋太郎による一連の研究が挙げられる。作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究—封建社会の信用通貨に関する基礎的研究—』未来社、1961年。同『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房、1971年。近年の成果としては、中川すがね『大坂両替商の金融と社会』清文堂出版、2003年、石井寛治『経済発展と両替商金融』有斐閣、2007年を挙げておく。

(2) North, Douglass Cecil, *Institutions, institutional change and economic performance*, Cambridge, Cambridge University Press, 1990.

(3) Greif, Avner, "Contract Enforceability and Economic Institutions in Early Trade: The Maghribi Traders' Coalition", *The American economic review*, vol. 83, no. 3, pp.525-548, 1993. Greif, Avner, *Institutions and the Path to the Modern Economy*, Cambridge, Cambridge University Press, 2006.

が保たれたのである。

ノースによって提起され、グライフによって発展的に継承された視角を、徳川時代に当てはめたのが岡崎哲二である。岡崎は、徳川時代の商取引を支えた制度的裏付けを、株仲間という特権商人集団に求めた⁽⁴⁾。既存の法制史研究が示す通り、幕府が財産権の保護に対して消極的であったならば⁽⁵⁾、徳川時代の商業発展は、株仲間というギルドがもたらした「自律的秩序」によってもたらされたのではないか。岡崎が提示した幕府司法不在の下での株仲間商人による秩序形成という図式は、法制度不在の下でのマグリブ貿易商による結託という図式と相似形をなす。しかし、ここで前提とされている、財産権の保護に消極的な幕府という見方が、少なくとも大坂については当てはまらないことを、近年の法制史研究は明らかにしている⁽⁶⁾。

ここで冒頭の問いかけに戻ろう。徳川時代の大坂金融市場の発展を支えた制度的基礎とは何だったのか。幕府が、大坂においては債権者を保護していたことが明らかにされている以上、幕府という主体を排除して、商人が形成した「自律的秩序」のみによって、それを説明することはもはや妥当ではない。しかし一方で、ノースのように、国家が定めるルールを外生的要素として扱うことも妥当ではない。グライフがノースを批判して指摘したように、国家もプレイヤーに含める形で、秩序が内生的に形成されていく過程こそ、問われなければならない⁽⁷⁾。統治者たる幕府も含め、商人、大名の三者が相互に影響を与えつつ形成された秩序を明らかにすること。これが本稿が掲げる実証課題である。

この課題に取り組む上で、最も適した観察対象が、18世紀中後期、いわゆる田沼時代と呼ばれる時代である⁽⁸⁾。徳川時代初期より、商人と大名との相対関係において展開していた大坂金融市場に、第三者たる幕府が積極的な介入を行ったのが、この時代であった。中井信彦が指摘したように、当該期の幕府は深刻な問題に直面していた。18世紀初頭の享保改革以来推し進めてきた年貢増徴策が皮肉にも米価下落を招き、領主財政を悪化させていく中、もはや新田開発や年貢増徴といった既存の手段では事態の改善が望めなくなっていた⁽⁹⁾。そこで幕府は、田沼意次主導の下、金融統制策、御用金政策、貨幣政策といった施策を矢継ぎ早に打ち出したのであるが、これらの政策は主として大坂金融市場に向けられていた。幕藩体制の再生産構造を資金面で支えていた大坂金融市場の重要性からして

(4) 岡崎哲二『江戸の市場経済—歴史制度分析からみた株仲間—』講談社、1999年。

(5) こうした法制史研究者の見解をまとめたものとしては、大平祐一「近世における「金公事」債権の保護について—学説整理を中心として—」大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』有斐閣、1984年を参照のこと。

(6) 神保文夫「西欧近代法受容の前提—大坂町奉行所民事裁判法の性格について—」石井三記・寺田浩明・西川洋一・水林彪編『近代法の再定位』創文社、2001年、147-183頁。

(7) Greif, *Institutions and the Path to the Modern Economy*, pp.39-45.

(8) 田沼時代については、所説あるものの、ここでは田沼意次が実権を掌握していた宝暦8年(1758)から天明7年(1787)5月までを指すものとする藤田覚の見解に従う。藤田覚『田沼意次—御不審を蒙ること、身に覚えなし—』ミネルヴァ書房、2007年。

(9) 中井信彦『転換期幕藩制の研究』塙書房、1971年。

当然のことであったと言える。

後に見るように、これらの諸政策が大坂金融市場における秩序に与えた影響は決して小さくない。商人、大名、幕府という三者の思惑が交錯する中で、大坂金融市場における取引秩序がいかんにして形成されたのか。経済史研究のみならず、ミクロ経済学、開発経済学といったより広い文脈においても共有されるべきこの問題に対して、一定の回答を与えることができれば、本稿の目的は達成されることになる。

第1章 大坂金融市場と空米切手

第1節 大坂金融市場の形成と変質

大坂が金融市場として発達するそもそもの契機は米にあった。17世紀初頭から中期にかけて、西国大名、北国大名の貢米が大坂へ廻送され、払い下げられる体制が確立されるに至り、大坂米市場は京都を凌ぐ諸大名の資金調達市場へと成長した⁽¹⁰⁾。大坂における諸大名の資金調達活動を分析した森泰博によれば、その原始的形態は、両替商と大名との間に結ばれた当座貸越契約にあったとされる⁽¹¹⁾。大名の収入は、毎年秋に収穫される貢租米の販売に、ほぼ限定されていたのに対し、支出は恒常的に行われていたため、必然的に運転資本の供給を受ける必要があった。この役割を担ったのが、掛屋と呼ばれた商人であった。大坂における最大の両替商、鴻池屋善右衛門について言えば、17世紀後期には複数の大名の掛屋を務めており、各大名との間に当座貸越契約を結んでいたことが分かっている。大名領国からの登米時期、及びその売却時期とにかかわらず、鴻池屋は江戸にある各大名屋敷へ送金を行い、年度末に米の売却代によって決済する⁽¹²⁾。差し引きの結果、支払いが超過していれば当座貸越となり、その逆であれば翌年度に持ち越される。一般的に大名金融と言った場合、財政補填のための借入が連想されるが、森泰博は、ここで示した当座貸越契約こそ、大名金融の本源的あり方であると主張する。

18世紀に入り、こうした関係が変質を遂げる。享保期（1716-1735）の米価下落が大名の実質収入を減少させる一方で、支出は増加していったため、掛屋との当座貸越契約では対応しきれない状況が出現した。ここに米切手を利用した資金調達の重要性が見出される。米切手とは、諸大名が発行した短期財務証券であり、1枚当たり10石の米との兌換を額面に唱っている⁽¹³⁾。諸大名は、貢租米を入札にかけて販売し、落札者に対してこの米切手を発行した。米切手を受け取った米商人は、通常即座には兌換請求をせず、第二次市場である堂島米会所に転売したため、米切手発行と米の蔵出しに時間差が生じた。ここに諸大

(10) 大坂市場の成立過程については、宮本又郎による研究が、それ以前の研究史を紹介しつつ、体系的な説明を与えている。宮本又郎『近世日本の市場経済―大坂米市場分析―』有斐閣、1988年。

(11) 森泰博『大名金融史論』大原新生社、1970年、91-118頁。

(12) 17世紀後期の越後新発田藩では、最大の支出項目であった江戸費用の内、9割が大坂から為替で送金されていたことが明らかにされている。藤村聡『近世中央市場の解体―大坂米市場と諸藩の動向―』清文堂出版、2000年、30頁。

(13) 島本得一『蔵米切手の基礎的研究』産業経済社、1960年、8-11頁。

名が実際の蔵米在庫量以上に米切手を発行する誘因が発生した。掛屋による当座貸越に依存していた資金調達を、市場全体を対象に行うための手段として米切手が活用されるに至ったのである⁽¹⁴⁾。

米切手は持参人一覧払いの形式で蔵米との兌換を約束する証券であるが、蔵米との兌換が適切に行われている限り、実際の蔵米在庫量以上に発行されていても問題とはならない。ある切手が蔵米の裏付けの下に発行されたものであるのか否か、ということは切手券面のみでは判断できなかったからである⁽¹⁵⁾。しかし、蔵米との兌換が何らかの要因で滞れば、当該大名が発行した米切手は、その信用を失うことになる。こうした状態に陥った切手を、当時の商人は空米切手と呼んだ。空米切手を巡る騒動は、18 世紀中後期において、無視できない問題として浮上する。

第 2 節 空米切手問題の顕在化

18 世紀初頭までの幕府による米市場統制策は、米価対策に終始したと言っても過言ではない。米価引上（下）令、酒造制限（奨励）、米価公定、御買米といった一連の政策は、手段こそ異なるが、米価の調整に政策目標があったという点において共通する⁽¹⁶⁾。しかし、18 世紀中期にさしかかった頃より、米価に加えて空米切手への対策が求められるに至った。

現在、史料上確認され得る、空米切手を巡る最古の騒動は、森泰博が紹介している元文 2 年（1737）6 月に広島藩蔵屋敷が起こした取り付け騒ぎである。当該事件は、同藩蔵屋敷の在庫米量が、発行済米切手高の 3 割に過ぎないことが発覚し、米切手所持人を代表して、28 名の米商人が同蔵屋敷へ押し掛けた、というものである⁽¹⁷⁾。この時、米切手所持人が蔵屋敷に提出した陳情書の内容を要約すると、以下の 3 点となる⁽¹⁸⁾。

- ①広島藩蔵屋敷は、これまで「慥成御蔵」と認識されてきており、誰もが米との兌換を急がず、米切手のまま買持ちする傾向にあった。
- ②今回の件が適切に処理されないならば、今秋の払米は例年の通りとはいかず、安く買い叩かれ、在庫米量以上の米切手発行は難しくなるだろう。

(14) 森前掲書、143-145 頁。承応 3 年（1654）に大坂で触れ出された町触において「蔵元ニ無之米」について手形を発行することが問題視されていることから、在庫米量以上の米切手を発行する慣行は、17 世紀中期、あるいはそれ以前に既に成立していたと言える。大阪市参事会編『大阪市史第三』（大阪市参事会、1911 年）47-48 頁。

(15) この点について詳しくは拙稿「米切手再考—宝暦十一年空米切手停止令の意義—」『史学雑誌』、第 118 編第 6 号、2009 年 6 月、73-88 頁を参照のこと。以下、拙稿 1。

(16) 本庄栄治郎『本庄栄治郎著作集 第六冊 米価調節史の研究』清文堂出版、1972 年、202-230 頁、土肥鑑高『近世物価政策の展開』雄山閣出版、1987 年、11-64 頁。

(17) 森前掲書、144-145 頁。

(18) 森前掲書、179-182 頁。原史料は、「吉長公御代記卷之三三上」元文 2 年（1737）6 月 24 日の項、広島市立中央図書館蔵。

③そうなのは、外聞も悪く、資金繰りにも差し支えることになるだろう。

形の上では丁重に蔵米の引き渡しを願い上げているが、その内容は手厳しい。元文2年の段階では、米切手不渡りを取り締まる法令は存在せず、あくまでも米切手所持人と蔵屋敷との相対によって解決がなされる必要があった。だからこそ、米切手所持人としては、懲罰的対応を示唆することによって、蔵屋敷側に契約の執行を促しているのである。

本件に関して、米切手所持人は大坂町奉行所に出訴もしていなければ、それを示唆することもしていない。それにも拘わらず、騒動を聞きつけた大坂町奉行所は、北組惣年寄兼広島藩蔵屋敷名代である江川庄左衛門を内々に呼び出し、事情を聴取している。江川は過剰に米切手を発行しているような事実はない、と取り繕ったものの、大坂町奉行所役人は、このまま事態が收拾しないようならば、奉行所による取り調べが行われる可能性があることを警告している。この警告を江川から伝え聞いた広島藩蔵役人は、国元の執政に対して、至急銀2千貫を大坂へ送るべきこと、そして国元の米を大坂へ廻送すべきこと、それでも不足する場合は、他国米を密かに調えたい旨を訴えている。

当該事件の顛末は不明であるが、おそらくは、蔵役人の要望通り、現銀での買い取りか、別途廻送する米を引渡すという形で処理されたものと思われる⁽¹⁹⁾。米商人らによる陳情もさることながら、大坂町奉行所役人の警告が、強い影響力を持っていたことが窺える。出訴がなされていないにも拘らず、米切手を巡る騒動に、大坂町奉行所が強い関心を示していたことに、ここでは注目しておきたい。

次に、大坂と同じく幕府直轄市場であった大津米市場における騒動について見ていく。以下の史料は、安永4年(1775)に、米切手の不渡りについて、その事歴を問う、大津代官からの諮問に対して、同地の米会所である御用米会所の頭取らが提出した答申書である。

史料1⁽²⁰⁾

〔前略〕御切手米買請候米屋共、右御米請取方相滞、前々及出訴に候儀も有之哉、^{もし}若是迄之内、相滞、致出訴候儀も有之候ハ、年暦等相糺、可申上候事、
是は十五ヶ年以前、宝暦十辰年、酒井遠江守様御切手御払米、一万三千三百石御渡し方相滞候に付、京都御奉行所様より御添鑑頂戴仕、江戸表御願申上候に付、遠江守様御役人中より御取扱を以、御米御渡し方相立、無滞相済申候〔後略〕

これによれば、宝暦10年(1760)に、小浜藩蔵屋敷の米切手に滞りが発生した際、当時大津を支配していた京都町奉行所に添翰を貰い、江戸表に願い出た所、小浜藩蔵役人が、米の引渡しに応じたため、無事に解決したとある⁽²¹⁾。この時点では、やはり米切手不渡り

(19) 森前掲書、145頁。

(20) 大津市役所編『大津市史 下巻』大津市史覆刻刊行会、1972年、80-81頁。

(21) 宝暦10年(1760)の時点では、京都町奉行所が大津を支配していたため、大津代官に対して、改めてこのような答申がなされたものと考えられる。尚、大津支配が、京都町奉行所から大津代官へと変更されたのは、安永元年(1772)以降のことである。

を取り締まる法令が存在していなかったため、京都町奉行は自身で判断をせず、添翰を発行して江戸表に判断を委ねたのである。これに対する江戸表の回答は不詳だが、結果的に小浜藩蔵屋敷が米の引渡しに応じたことは確かである。米切手を巡る騒動について、過去の事例を答申するよう求められた御用米会所頭取らが、この先例を強調したことは当然であったと言えよう。

以上2つの騒動から明らかになることは、1)蔵米請求権が侵害された場合、大坂商人達は結託して懲罰的対応をとる、あるいはそれを示唆することによって、蔵屋敷側の行動を規制していたこと、2)遅くとも宝暦10年の段階には、米切手所持人の蔵米請求権を尊重すべきとの姿勢が幕府内部において形成されていること、の2点である。米切手の流通においては、まず蔵屋敷と米商人達との長期的関係によって取引の安全性が担保されていた。広島藩の事例が示している通り、米商人達は、蔵屋敷側の不誠実な行為に対して懲罰的対応を示唆した。市場の評判を失うことに伴う損失、言い換えれば、その後の資金調達が円滑に行われなくなることから生じる損失が、蔵米との兌換を停止、ないしは延期することによって得られる当座の利益を上回っている限り、蔵屋敷は米切手所持人の蔵米請求権を尊重する。しかし、市場の評判を失ってでも、蔵米兌換の停止に踏み切る大名は現実存在した⁽²²⁾。この状況を放置すれば、大名側に米切手濫発の誘因が強まり、米商側に米切手を忌避する誘因が強まる。その帰結は、大坂金融市場の停滞と、諸大名の資金繰りの更なる悪化に他ならない。広島藩の事例が示す通り、幕府もこの問題に対して十分な関心を寄せていたのである。

第3節 空米切手停止令の意義

こうした状況を受け、大坂町奉行所は、宝暦9年(1759)12月に、大坂市中の両替商を対象として、米切手を担保に行った貸付について、その貸付先、貸付額、担保切手の属性を書付として提出させると共に、担保切手を残らず提出するよう命じている⁽²³⁾。これに対して三井大坂両替店では、米切手は一切所持していないと回答している⁽²⁴⁾。同店では米切手を担保とする貸付は、宝暦9年以降、行っておらず、その要因として賀川隆行は米切手の信用低下を指摘している。そして宝暦10年(1760)12月、大坂町奉行所は、諸家蔵屋敷の名代・蔵元に対して、登米高、払米高、有米高(在庫米高)の調査、ならびに「売

(22) 宝暦元年(1751)に萩藩蔵屋敷が起こした取り付け騒ぎがそれに当たる(森前掲書, 146頁, 伊藤昭弘「一八世紀の藩財政と大坂金融資本」『日本史研究』506号, 2004年10月, 29-55頁)。騒動後の萩藩は、大坂金融資本に対する債務を一方的に放棄したことも手伝って、蔵米落札価格の下落、紙や蠟燭などの産物の買い取り拒否といった懲罰的対応を受け、米、紙共に「捨売同然」の状況に陥っている。

(23) 大阪市立中央図書館市史編集室編『大阪編年史 第十巻』大阪市立中央図書館, 1970年, 92頁。賀川隆行『近世大名金融史の研究』, 吉川弘文館, 1996年, 305頁。以下、香川前掲書1。

(24) 賀川前掲書1, 305頁。

過米」の買い戻しを命ずる⁽²⁵⁾。これらの調査が江戸表からの指示によって行われたものなのか、そして買い戻しが実際に行われたのか、詳らかでないにしても、同年に発生した小浜藩大津蔵屋敷の取り付け騒ぎとは、決して無関係ではなかったと考えられる。

そして宝暦 11 年（1761）12 月 3 日、江戸から目付、勘定吟味役をはじめとする一行が登坂する。その後、12 月 16 日、30 日と立て続けに御用金令と空米切手停止令が発令される。御用金令とは、大坂町人 205 名に対して総額 170 万 3 千両の上納を命じ、内 3 分の 2 を米切手買入代とさせ、残りを相対で希望者に貸し付けさせるというものであり、後に展開する大名救済を目的とする御用金の先駆けと評価されている⁽²⁶⁾。御用金政策については、後に触れるとして、ここでは空米切手停止令を中心に検討していく。

史料 2⁽²⁷⁾

宝暦十二壬午年正月四日

松平右近将監殿〔老中・松平武元〕

松平摂津守殿〔若年寄・松平忠恒〕 御渡し

大目付

御目付 江

大坂表諸家蔵屋敷払米之儀、廻着米高之外、空米を書くわへ、有米高より過米之切手越出し、相払、且廻米都合致度節ハ、右過米切手之分、買戻し候類有之由相聞、正米直段并自余之切手米売買ニ相障り、甚よろしからず候、依之、已来右体之空米過米等書くわへ、売買いたし候儀、令停止候条、其旨急度可相守、若違犯之ともから有之ニ於ひてハ、可為曲事者也、

十二月

右之通可被相触候、

「有米高より過米之切手」、すなわち蔵米在庫量以上に発行された米切手について、その発行と流通を禁じたこの法令は、御用金政策に伴って発令されたことから、米価引き上げ策として出されたものであることは確かである。しかし、空米切手の禁止によって米切手供給量を制限し、米価の上昇を期する、という先学の理解は必ずしも妥当ではない⁽²⁸⁾。

「正米直段并自余之切手米売買ニ相障」との文言に着目すると、米価と併せて、米切手売

(25) 中井前掲書、50-51 頁。

(26) 賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局、2002 年、15-84 頁。以下、賀川前掲書 2。尚、ここで上納された分は幕府に接收された訳ではなく、米切手の買持ちと諸大名への貸付に投下することを命じられたと表現すべきものである。

(27) 史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第四三巻 憲教類典（七）』汲古書院、1984 年、17 頁。尚、同触書は、宝暦 11 年 12 月晦日に、大坂町奉行より大坂三郷町中に触れ出されている。前掲『大阪市史第三』、659 頁。

(28) 中井前掲書、44-56 頁。土肥鑑高『近世米穀金融史の研究』柏書房、1974 年、202 頁。宮本前掲書、284-286 頁。

買への悪影響が懸念されていることが分かる。空米切手が「自余之切手米売買」に弊害をもたらすとすれば、それは信用不安の連鎖によってもたらされるものである。ある米切手の信用不安が、本来問題がないはずの米切手の信用まで低下させ、米切手の買い控えが生じるという逆選択の問題が、ここでは明白に意識されている。信用を失った米切手は、買い手を失って価格が下がり、担保としての価値も低落する。幕府が、米価のみならず米切手の信用にも関心を向けた理由はここにある。宝暦 9 年、同 10 年と立て続けに行われた調査は、米切手の信用調査に他ならなかった。諸家蔵屋敷に対して 100 %の蔵米準備を求めることで、米切手の信用不安を解消し、御用金政策を通じた買米と併せて、米価の上昇を期する。これが、幕初以来、度々悩まされてきた米価安、そして同時期に問題となっていた空米切手問題に対して幕府が示した政策であった。

しかし、蔵米の裏付けがある米切手と、それが無い空米切手とは、外見上は全く区別されないため、空米切手を市場で取り締まることは技術的に不可能であった⁽²⁹⁾。したがって、不渡りを出さない限り、空米切手を発行したことにはならず、仮に不渡りが発生したとしても、空米切手は一枚も存在しないとの原則が確立していることにより、米切手所持人の蔵米請求権は尊重されることになる⁽³⁰⁾。空米切手停止令は、諸藩の空米切手発行、及びその流通に対して、抑制どころか、むしろ促進的な役割を果たしたとさえ言えるのである。

現物の米ではなく、諸大名が発行した短期財務証券たる米切手を売買していた大坂米市場にあって、米切手の兌換信用力は、死活的に重要な要件であった。それまで米商人と蔵屋敷との関係性に基づいて抑止されてきた米切手不渡りが、頻繁に生じるようになった 18 世紀中期において、ついに幕府は米切手の財産権を、幕法上に明記したのである。

第 2 章 明和・天明期（1764-1788）の米切手統制策

第 1 節 蔵米準備の緩和と米切手御買上

空米切手停止令は、少なくとも法令の文言上、空米切手を利用した金融を否定しているが、明和期（1764-1771）以降は、金融市場の円滑化を明瞭に意識した政策が打ち出されていく。この時期の町触に「米切手不通用」、「金銀通用も不宣」、「切手を危踏」といった、金融逼塞を懸念する文言が頻出することも、そうした傾向を物語っている。

明和 2 年（1765）8 月に大坂で出された町触において、ある個人が闕所、すなわち財産没収刑に処せられた場合でも、没収財産から米切手を除外する旨が通達される⁽³¹⁾。米切手は大坂米商が資金調達を行う上でも重要な担保物件であり、米切手を担保に貸付を行うこ

(29) 前掲拙稿 1, 77-79 頁。

(30) 蔵屋敷が不渡りを起こし、米切手所持人が大坂町奉行所へ出訴した場合、空米切手停止令に基づいて、米切手所持人の蔵米請求権が尊重される形で解決していたことが明らかにされている。拙稿「近世日本米市場における財産権の保護」『歴史と経済』, 第 205 号, 2009 年 10 月, 33-45 頁。以下、拙稿 2。

(31) 石井良助・高柳真三編『御触書天明集成』岩波書店, 1936 年, 833-834 頁。

とに特化した入替両替と呼ばれた両替商が存在した⁽³²⁾。ある商人が入替両替に米切手を担保として差し入れ、貸付を受けた後、その商人が關所到处せられた場合、その米切手が没収対象となってしまうならば、入替両替にとって損失となる。それを慮って貸付を控えることがあってはならない。明和2年の町触は、米切手の通用力を保障することによって、米切手担保金融市場における円滑な取引を担保しようとしたものと言える。

そして、明和8年(1771)1月には、蔵米準備の基準を緩和する政策を打ち出す。空米切手停止令においては、「有米高より過米之切手」が空米切手と定義されていたのに対し、ここでは「いわれなく蔵々より米渡し方さし支候得ハ、則停止之空米ニ相当り候」としている⁽³³⁾。つまり、蔵米在庫量以上に米切手を発行することを問題とするのではなく、不渡りを出すことを、ここでは問題としているのである。高い蔵米準備率を要求するということは、米切手の信用力を高める一方で、諸藩蔵屋敷の金融を圧迫する。反対に、蔵米準備の基準を緩和することは、諸藩蔵屋敷の資金調達を容易にさせる一方で、米切手の信用力低下に帰結しかねない。当該期の幕府は、蔵米引渡しが行われる限りにおいては、蔵米準備率の設定を各蔵屋敷の裁量に委ねてもよいと、判断するに至ったのである。

そして安永2年(1773)6月、幕府は不渡り切手を公銀で買い上げる旨を公表する⁽³⁴⁾。後を絶たない空米切手の発行が、金融市場に悪影響をもたらしているとの見地から、不渡りが発生した米切手を公銀で買い上げる旨を規定したものである。さらに安永9年(1780)9月には、借銀担保として発行された米切手についても、御買上の対象に含めている⁽³⁵⁾。

不渡りが発生した米切手を、幕府が買い上げるとすれば、それはもはや米切手所持人の財産権を保障するという以上の意味を持つ。かくまでして幕府が金融市場の円滑な運営に意を砕いた理由とは何か。米切手の信用が失われれば、直ちに打撃を受けるのは諸大名である。森泰博が指摘した通り、諸大名が大坂の金融商人から融資を受ける際に、最も有効な担保が米切手だったのであり⁽³⁶⁾、その信用不安は金融逼迫に直結する。米切手の信用不安が、金融市場の逼迫を生み、それが諸大名の資金繰りを悪化させているという状況認識があればこそ、幕府は強い関心を寄せざるを得なかった。米価対策に加えて、米切手を軸に展開する金融市場をいかに円滑に機能させるかという政策課題が浮上した点に、18世紀中後期という時代の特徴を見出すことができる。

第2節 米切手改印制度の導入

不渡り切手の公銀御買上政策は、天明2(1782)年8月に廃止され、代りに呉服師、後

(32) 入替両替の機能や取引実態については、鶴岡実枝子「十八世紀以降の大名金融市場としての堂島一借銀担保の米切手をめぐって」『史料館研究紀要』第2号、1969年3月、133-208頁、石井寛治前掲書、28-56頁に詳しい。

(33) 前掲「憲教類典(七)」、19頁。尚、同触書は、明和8年1月7日に、大坂町奉行所を通じて、大坂三郷町中に触れ出されている。前掲『大阪市史第三』、785頁。

(34) 前掲「憲教類典(七)」、20-21頁。

(35) 前掲『大阪市史第三』、931-932頁。

(36) 森前掲書、202-206頁。

藤縫殿助⁽³⁷⁾を「米切手改兼帯役」に任じ、米切手の統制に当たらせる政策が打ち出される⁽³⁸⁾。

史料 3⁽³⁹⁾

〔前略、安永 2 年の不渡り切手御買上政策について触れた上で〕其後心得違、切手引当不通用之趣相聞候ニ付、可及吟味所、此度後藤縫殿助申立候ハ、〔「候は」カ〕、切手之儀、今以時々滞有之、及出訴ニ、町奉行所吟味之上、内済等致候も有之候得共、右ニ付、正米切手ニ而茂危踏候間、丁人共金子不貸出、双方不通用之趣ニ付、以来切手出入、及出訴候分、又ハ出訴ニ不相成分共、貸方ヨリ成共、借方ヨリ成共、縫殿助江相頼候ハ、双方申談、以前ヨリ之貸付利足等之訳、承候上、銀高ニ応シ、割合ヲ以相応之済方ヲ付、双方納得之上、右証文江加印等望候ハ、縫殿助加印いたし、相片付候様可致〔中略〕若此上切手滞、不足〔「束」カ〕之儀相聞候ハ、役人共急度答申付、領主可為越度候〔後略〕

冒頭部分において、不渡り切手の御買上政策を打ち出した後も、米切手を巡る紛議が止まず、それが大坂金融市場に悪影響を及ぼしていたとの指摘がなされている。また、大坂町奉行所に出訴がなされた際にも、懸案の米切手を幕府が買い上げるのではなく、大坂町奉行所が吟味した上で、内済を申し付けていたことが分かる。この記述からすれば、不渡り切手の御買上政策は、不渡りを抑止する効果をさして発揮せず、御買上についても、実際には行われなかったと考えられる⁽⁴⁰⁾。こうした事態を受け、以後、米切手を巡る紛議については、全て後藤の差配によって、内済とすべき旨を申し渡している。

不渡り切手の御買上という強硬な政策を打ち出してもなお、後を絶たない米切手を巡る訴訟に対して、幕府が採った選択は、自身の裁判機構の拡充ではなく、裁判権の執行を後藤に委ねることであった。ただし、史料 3 の末尾に、「若此上切手滞、不束^{もし}之儀相聞候ハ、役人共急度答申付、領主可為越度候」とあるように、後藤による調停が不調に終わった場合には、幕府が裁定を下す可能性が示唆されていることから、自身の裁判権を放棄したという意味ではないことに注意が必要である。事実、史料 3 が出された 3 ヶ月後の天明 2 年 12 月に、「万^{ふらち}一不埒^{おちどたるべく}之儀有之、其段縫殿助ヨリ申立候ハ、嚴重^{さたにおよぶべく}ニ可及沙汰ニ候」との

(37) 呉服師としての後藤縫殿助については、「呉服師由緒書」早川純三郎編『徳川時代商業叢書 第一』国書刊行会、1913 年、367-373 頁、並びに中田易直「江戸時代の呉服師」『歴史教育』第 9 卷 10 号、1961 年、12-22 頁を参照のこと。

(38) 前掲『大阪市史第三』、985-986 頁。

(39) 前掲『大阪市史第三』、982-984 頁。前掲「憲教類典（七）」、22-24 頁。

(40) このことは、不渡り切手の買い上げが、政策的に無意味であったことを意味するものではない。同政策は、実際に買い上げを行うという点に力点が置かれていたのではなく、幕府が最終的な責任を持つと明言することにより、示談による解決を強く促すための政策であったと理解すべきである。この点について、御買上政策の立案に至る経緯を記した史料、「御用日記」（大阪大学経済史経営史研究室所蔵「加嶋屋久右衛門家文書」、21、22）を基に、別稿において検討する予定である。

口達がなされている⁽⁴¹⁾。これらの点から、幕府は米切手改兼帯役・後藤縫殿助による調停を下級審として位置付け、そこで落着かない場合には、上級審たる大坂町奉行所、あるいは最高司法機関たる評定所が裁定を下す体制を構想していたと考えるべきである⁽⁴²⁾。

このように、「米切手改兼帯役」という下級審を設定したことは、米切手不渡りに関して、幕府が裁判権を放棄したことを意味しない。しかし、宝暦 11 年（1761）の空米切手停止令以来、一貫して米切手不渡りに関する訴訟を取り上げてきた幕府が、ここに至って方針を転換したことは事実である。その意図については、米切手改印制度が逐次改変されていく中で、具体的に明らかとなる。

第 3 節 米切手改印制度の改正

天明 3 年（1783）11 月、米切手改印制度の改正が行われる。そこで新たに設定された内容は、①蔵屋敷と米切手所持人との間で、内談が成立した場合でも、紛議の対象となった米切手について、後藤の加印を受けるべきこと、②今後は借銀担保としての米切手のみならず、通常の米切手についても後藤の加印を受けるべきこと、③蔵米在庫量を後藤が検査すること、の 3 点である⁽⁴³⁾。特に大きな改正点は②と③である。空米切手停止令以降、米切手発行を諸家蔵屋敷の自律性に委ねてきた幕府は、米切手発行の全過程を管理下に置き、諸大名の資金調達における自律性を制限することを企図するに至ったのである⁽⁴⁴⁾。

笠谷和比古が明らかにした通り、この改正は諸藩蔵屋敷の強い反発を受ける⁽⁴⁵⁾。中には、蔵米販売をボイコットする蔵屋敷もあった⁽⁴⁶⁾。彼らの反発の論理は、「国持方領分自由の道理」の侵害、というものであり、結果的に幕令によって設定された同制度が撤回せしめられたという事実から、笠谷は「大名領主権不可侵の原理」の存在を主張した。笠谷による主張は大胆かつ魅力的であるが、米切手改印制度に対して強い反発を示し、具体的に撤廃の陳情を行った大名は、毛利家、黒田家、鍋島家、細川家といった、大坂に大量の貢租米を供給していた大名であったという点に留意すべきである⁽⁴⁷⁾。彼らは大坂金融市場に手蔓を持つ大名、すなわち、米切手の発行、あるいは米切手担保金融を通じて、純経済的取引として資金調達を行うことができた大名である。田沼意次主導による大名支配の強化と、

(41) 「口達書」天明 2（1782）年 12 月（前掲『大阪市史第三』、989-990 頁）。

(42) 中間的権力による内済を、幕府裁判機構における下級審と位置づける視角は、水林彪によって提示されたものである（水林彪「近世的秩序と規範意識」相良亨・尾藤正英・秋山虔編『講座 日本思想 第三巻』東京大学出版会、1983 年、130-132 頁）。

(43) 前掲「憲教類典（七）」、25 頁。前掲『大阪市史第三』、1015-1016 頁。

(44) このことは、幕府が空米切手の根絶を図ったことを必ずしも意味しない。幕府の狙いは、空米切手の発行高を把握することにより、許容される範囲内であれば、発行を認める用意があったと考えることも可能である。

(45) 笠谷和比古「幕藩制下に於ける大名領有権の不可侵性について」『日本史研究』187 号、1978 年、86-108 頁。

(46) 前掲『大阪市史第三』、1018 頁。

(47) 笠谷前掲論文、89-97 頁。

それに対する反発という図式は、中井信彦によっても提起されているが⁽⁴⁸⁾、一部の西国有力大名が示した論理をもって、大名一般を語ることは慎まねばならない。森泰博が指摘した通り、多くの大名は、大坂金融市場において貸付を受けられる条件を具備していなかった⁽⁴⁹⁾。森の提唱するように、大坂金融市場に手蔓を持つ大名と持たざる大名とを区別すべきであるとするならば、多数を占めた後者について、幕府がいかなる対応をとったのかを考察すべきである。そして実際に、当該期の幕府は西国有力大名意外にも目を向けていた。大坂金融市場に手蔓を持たない大名、すなわち純経済的取引としては大坂金融資本からの貸付を受けられない大名の資金調達をいかに支援すべきか。これが当該期の幕府が抱えるもう一つの重要な課題であった。

第3章 天明の御用金政策の位置づけ

第1節 幕府と大名財政―拝借金制度の変遷―

幕府が大名に対して財政援助を目的として貸付を行っていたことはよく知られている。この内、最もよく知られている拝借金は、財政援助のため、無利子で大名・旗本・社寺・農民等へ貸与する金銭を指し、近世初期から行われてきた⁽⁵⁰⁾。拝借金が幕府資金を原資とするのに対し、被支配者層からの拠出金を原資とする貸付も行われた。その端緒は宝暦の御用金であり⁽⁵¹⁾、天明の御用金政策へと展開していく。この点については後述する。

ここで着目したいのは、拝借金制度の変遷である。拝借金は原則として、不時の災害によって城郭が破損してしまった大名、中でも門閥大名や、老中、京都所司代、大坂城代、寺社奉行といった役職に就いている大名に対して、軍事的理由から貸与されるものであり、藩財政の窮乏という理由では貸与されないのが通例であった⁽⁵²⁾。しかし、天明2年(1782)に高田藩榊原家が財政窮乏を理由に拝借金の貸与を受けていることが示す通り、当該期の幕府は大名の資金繰りに援助を与える必要性を認めていた⁽⁵³⁾。

そうした幕府の意図を明確に示すものが、明和7年(1770)の福井藩一件である。明和7年、大坂町奉行所に強く促される形で、大坂を代表する大名貸商人15軒から、福井藩への貸付が行われた⁽⁵⁴⁾。この貸付は、福井藩が一橋家を通じて、大坂町人よりの借入れを幹

(48) 中井前掲書、72、386頁。

(49) 森前掲書、201-207頁。

(50) 大平祐一「江戸幕府拝借金の研究―幕藩関係の一考察―」『法制史研究』23(1974年)73-111頁。幕府資金を財源とする貸付としては、この他に利子付の「御貸付金」があるが、幕府の会計上、拝借金とは区別されていないことが指摘されている。竹内誠「江戸幕府財政金融政策の展開と畿内・中国筋農村」『ヒストリア』42号、1965年。

(51) 宝暦の御用金を持った大名財政救済策としての側面については、賀川前掲書2、15-84頁において詳細に検討されている。

(52) 大平前掲論文、99-111頁。

(53) 松尾恵美子「幕府拝借金と越後高田藩政―天明期の幕藩関係―」『徳川林政史研究所研究紀要』51年度、1977年、283-317頁。

(54) 森前掲書、227頁。

旋することを幕府に陳情したことにより実現したものであった⁽⁵⁵⁾。当初予定した 3 万両には届かなかったものの、15 軒から同藩への貸付が実現したことは、幕府自身の資金によって賄われていた拝借金に、民間の資金を当てることに幕府が成功したことを意味した。

森泰博は、貸付を受けるに際して、福井藩が幕府権力を利用せざるを得なかった背景として、領内からの御用金徴収が限界に達していたこと、江戸での借財が困難になっていたこと、大坂廻米量が僅少であったこと、の 3 点を指摘している⁽⁵⁶⁾。純経済的取引関係としては資金調達を行うことができない大名に対して、拝借金をあてがうのではなく、民間資本による貸付を斡旋する。福井藩一件は、その先駆けとなる重要な案件であった。

そして幕府は、天明 3 年（1783）12 月に、自身の財政悪化を理由として拝借金を廃止するに至る⁽⁵⁷⁾。拝借金の停止は、少なくとも幕府自身の資金によって、大名財政の救済に当たることを放棄したという点で大きな転換と言える。しかし、幕府は大名財政の救済を放棄したわけではなかった。その代替策として打ち出されたのが御用金政策であった。

第 2 節 天明 3 年（1783）融通御貸付制度の発足

いわゆる天明の御用金政策とは、以下の 3 つを指す。第 1 に、天明 3 年（1783）、大坂の有力大名貸商人 11 軒を対象として内密に課された御用金である⁽⁵⁸⁾。第 2 に、天明 5 年（1785）12 月、大坂在住の富裕者を対象に課された御用金である⁽⁵⁹⁾。大坂町奉行→惣年寄→対象者という正規の手続きを経て布達された点が、天明 3 年の御用金とは異なっているが、抛出された資金を原資として、大名をはじめとする諸方面への貸付を行わせしめるものであるという点で共通する。そして第 3 に、天明 6 年（1786）6 月、全国の農民・町

(55) 森前掲書、226 頁。福井藩 12 代藩主重富が、一橋家の徳川宗尹の子であること、一橋家の家老が田沼意次の弟、田沼意誠であることから、一橋家を通じた工作が試みられたものと考えられる。尚、一橋家と田沼意次とのパイプを利用した工作には前例がある。宝暦 12 年（1762）2 月における薩摩藩への拝借金がそれである。藤田前掲書、52 頁。

(56) 森前掲書、261 頁。

(57) 前掲『御触書天明集成』、488 頁。12 年前の明和 8 年（1771）4 月に、幕府は同じく財政悪化を理由として拝借金の制限令を出している（前掲『御触書天明集成』、483 頁）。この前年の明和 7 年に、大坂金融資本から福井藩への貸付が実現していたことが、その伏線になっているとも考えられる。

(58) 鶴岡実枝子「公銀貸付と大坂「融通組合」」『文部省史料館報』8 号、1969 年。中井前掲書、58-63 頁。賀川前掲書 2、126 頁。

(59) 中井前掲書、56-66 頁。賀川前掲書 2、85-104 頁。

人・寺社山伏を対象に課された御用金である⁽⁶⁰⁾。本稿では、これらの発端をなした天明 3 年の御用金に焦点を当てて考察を加えたい。

天明 3 年の御用金は、役所と大名貸商人 11 軒との相対で実施されたものであるが故に、『大阪市史』にも記述がなく、長らく知られてこなかった。これを三井大坂両替店の「聞書」に見出したのが鶴岡美枝子である。

鶴岡は、天明 3 年に幕府が大坂の有力大名貸商人 11 軒に対して、14 万 5 千両（銀 8 千 700 貫）の上納を命じ、拠出された資金は形式的に 11 軒に対して貸し下げられ、11 軒はそれを原資として月八朱の利率で貸付を行い、その中から年利にして 2.5 %分を、毎年、貸付役所へ上納させるものであったことを紹介した⁽⁶¹⁾。その後の研究によって、当該制度が、老中田沼意次―大坂西町奉行佐野政親―大坂谷町代官大屋四郎兵衛のラインで進められたものであること⁽⁶²⁾、この制度を通じて高崎藩、鯖江藩が貸付を受けたことは明らかにされてきたが⁽⁶³⁾、当該制度が、いつ、いかにして発足したのか、という点についての説明は与えられてこなかった。そこで本稿では、11 軒の中核をなした鴻池屋善右衛門と加嶋屋作兵衛が残した史料に依拠して、当該制度の発足時点からの経緯を追っていくことにしたい。

鴻池屋善右衛門は、融通御貸付制度に関する役所との交渉履歴を詳細に控えていたが、同制度が発足した天明 3 年については記録が現存していない。しかし、後に役所より、当該制度の来歴について諮問がある度に、開始期の様子を答申しているため、記録そのものは行われていたと考えられる。以下の史料は、文政 5 年（1822）6 月に行われた諮問に対する答申である。

史料 4⁽⁶⁴⁾

口上

融通御貸付発端被仰渡之次第、奉申上候様被仰付、旧記取調申候処、左ニ相見へ申候、天明三卯年十月九日七ツ時、西御役所へ被為成御召、佐野備後守様〔政親・大坂西町奉行〕、大屋四郎兵衛様〔谷町代官〕御立会ニて、世上為融通、上ケ金之義被仰付、其節極御挨拶之御義、安井新十郎様・山本長右衛門様・松井官左衛門様御案内ニて、御奥へ

(60) 前掲『御触書天明集成』、916-917 頁。天明 6 年の御用金は、御料・私領の別を問わず、全農民、全町民から徴収を図り、尚かつ宮門跡を除く全寺社をも対象としたという点で、それ以前の御用金とは全く異質である。また天明 3 年、同 5 年の御用金は、拠出された御用金が幕府に上納されず、拠出者自身によって諸方面へ貸し下げられたのに対し、天明 6 年の御用金は、大坂に開設される御貸付会所に集め、そこから貸付を行うことを企図したという点で異なっている。この点について詳細は、中井前掲書、66-69 頁を参照。

(61) 鶴岡前掲論文。

(62) 藤田前掲書、145 頁。

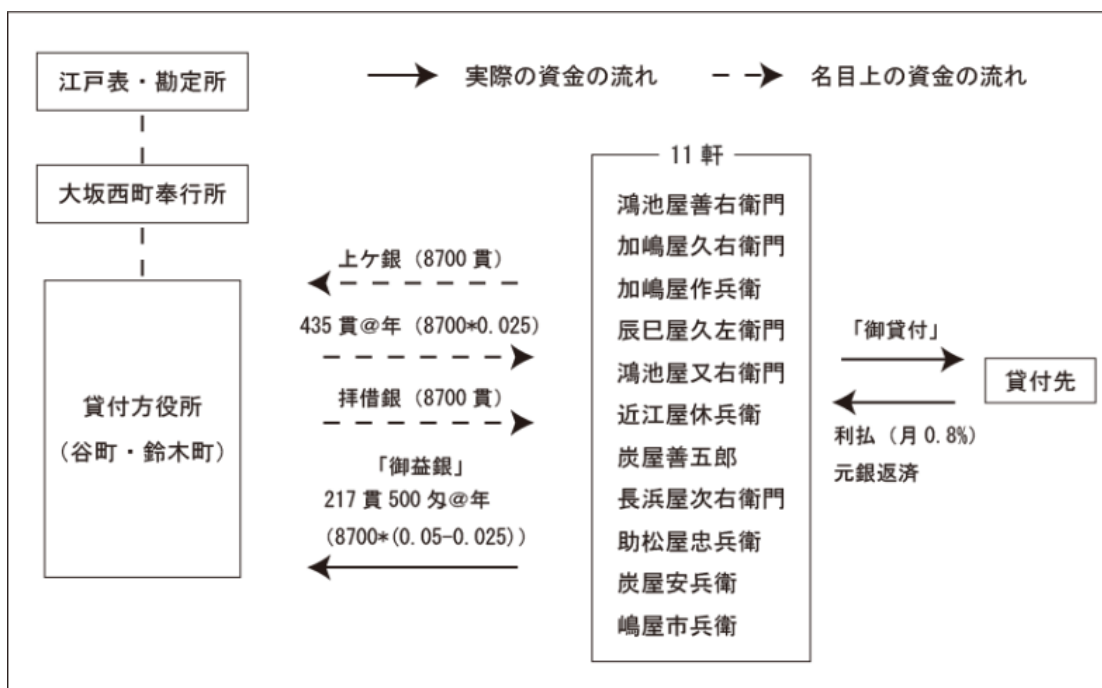
(63) 藤村前掲書、51-72 頁。賀川前掲書 2、120-136 頁。

(64) 「御貸付掛合之控（六）」（大阪大学経済史・経営史研究室所蔵「鴻池善右衛門家文書」1-59）。尚、この口上書は、文政 5 年（1822）6 月 29 日に融通方月行司より、貸付方役所へ提出されたものである。

罷出，控居候内，備後守様・四郎兵衛様御逢，無遠慮御膝元へ罷出候様被仰出，奉蒙御内意，尚又御次ノ間ニて御懸り御三人様〔安井・山本・松井〕ヨリも委敷被仰聞候，其節ハ家別ニ被為召出候御義ニ御座候，同十二月七日，御表向ニ相成，十一人一同被為成御召被仰渡，御立会翌八日谷町大屋様ニ而御取引御証文被下置，尚又十一人ヨリー札奉指上候事〔後略〕

これによれば，鴻池屋善右衛門は，天明 3 年 10 月 9 日に，大坂西町奉行所へ召し出されて，大坂西町奉行佐野政親，谷町代官大屋四郎兵衛より直々に御用金上納の指示を受けたこと，そして同年 12 月 7 日に，11 軒が揃って「表向」に指示を受けたことが分かる．11 軒より請書が提出された，天明 3 年 12 月 8 日をもって正式に発足した融通御貸付制度であるが，現存史料からその仕組みを復元すると，以下のようになる．

図．融通御貸付制度の概要



出典) 融通一件ニ付内々御声掛り之扣 (大阪大学経済史経営史研究室所蔵「鴻池善右衛門家文書」3-3)．

まず 11 軒から谷町役所に対して銀 8700 貫 (14 万 5 千両) が「形式的に」上納され，これについて年 2 朱半 (2.5 %) の利息銀が役所から 11 軒へ支払われる．この上納銀は，「形式的に」11 軒へ貸し下げられ，これについて年 5 朱の利息銀が 11 軒から役所へ支払われる．つまり役所と 11 軒の間でやり取りされる現銀は，役所が 11 軒に毎年支払う年 2 朱半の利息銀と，11 軒が役所に毎年支払う年 5 朱の利息銀の差，すなわち年 2 朱半の利息銀のみということになる．このようにして「形式的に」上納され，「形式的に」貸し下げられた 8700 貫は，11 軒を通じて諸方面へ貸し出されることになるが，その際の利率は月 8 朱 (0.8 %) と定められていた．そのため 11 軒は，閏月をひとまず除外すれば，年当たり 7.1

%の利ざやをとることができた計算になる。一方、幕府は自らの資金は一切持ち出すことなく、年当たり 217 貫 500 匁（3625 両）が手に入ることになる。

幕府がこの仕組みで利息を手にすることができる根拠は、返済の保障を与えるという一点にある。この点に関連して、11 軒が最初に指示を受けた直後の天明 3 年 10 月 22 日に、鴻池屋善右衛門より提出された書付を掲げる。長文に付き、要所を摘記する。

史料 5⁽⁶⁵⁾

乍恐口上

一、此度御隠密御取調被遊候御趣意、委鋪被為仰聞冥加至極難有仕合奉存ニ付、私儀二万五千両〔銀千五百貫目・鴻池屋善右衛門請負分〕出金御請奉申上候、依之心得候儀左ニ奉申上候〔中略〕

一、右拝借金者、私ヨリ何連江成共相対次第相応之利足ヲ以貸付、御益之余分ハ私江徳用ニ可仕事、

一、右私ヨリ貸付先之儀、元来御貸付金之上ハ、返済指滞候筋可有之様無御座候得共〔中略〕万々一差滞候筋之御取斗、御嚴重ニ被為仰付可被下候事〔中略〕

右之通ニ付、弥出金被仰付候者、大金之儀調達繰合方茂御座候間、上金仕候節ヨリ直ニ拝借被仰付被下候様仕度奉存候、依之以書付奉申上候、以上、

天明三癸卯年

今橋二丁目

十月廿二日

鴻池屋善右衛門

御奉行所

〔後略〕

ここで鴻池善右衛門が強調しているのは以下の 3 点である。すなわち、貸付先の選定は、資金拠出者である 11 軒の相対次第であること、返済に滞りが発生した場合には、役所において取り立てを厳重に行って頂くこと、上納金は、直ちに貸し下げられる形をとって頂きたいこと、である⁽⁶⁶⁾。この内、鴻池屋善右衛門が最も強調したかった点は、2 点目であろう。11 軒が行う貸付に幕府が保障を与えるからこそ、御貸付の体裁をとる意味が生じる。その対価が、年 2 朱半の利息上納に他ならない。

以上の経緯で発足した融通御貸付制度であるが、同年に拝借金の停止令が出されていることを想起されたい。鴻池屋善右衛門が提出した書付が示している通り、天明 3 年 10 月の段階で、融通御貸付制度を発足させる目処は立っていた。当該制度が正式に発足した 12 月に、拝借金の停止に踏み切った、すなわち、融通御貸付制度をして、拝借金制度に代わる大名財政救済の手段に当てようとする企図が察せられるのである。

しかし、史料 5 が示している通り、融通貸付組合の発足当初は、貸付先の選定は、あく

(65) 長浜屋融通方改役一件書付（前掲「鴻池善右衛門家文書」2-38）。当該史料の作成年は嘉永 4 年（1851）であるが、史料 4 と同じく、貸付役所に対して融通御貸付銀の来歴を答申するために作成されたものである。

(66) この段階では、貸付金利について月 8 朱とする規定がなされていない。

までも 11 軒に委ねられており、この意味で、拝借金制度を代替するものとしての形式は具備していなかった。それゆえに、発足から半年が経過した段階で、貸付先の選定に役所が介入するに至る。

第 3 節 除置銀の設定

天明 4 年（1784）6 月、谷町役所掛り役人より、上納金の内、3 万両を除け置き、役所の指定する貸付先へ貸し出す資金としたい旨が 11 軒に伝えられる。11 軒がこれに難色を示したため、7 月 3 日、以下の説得がなされる。

史料 6⁽⁶⁷⁾

備後守殿〔佐野政親〕・四郎兵衛殿〔大屋〕ニも誠ニ無御抛御筋合ヨリ申来り候事故、大体行届候様、御取扱被成度、其上ハ縦いか程無御抛御方ヨリ申来り候共、内分ケ〔除置銀を指す〕御借付都合致候ハ、御役所ヨリ御断も相立候、併除銀少しニ而ハ、無御抛御方江御断難被仰、何卒三万両内分ケ致呉候様、其方達迷惑之处者案候へ共、此方無御余儀事も勘弁致被呉、何分主人達江宜申通し、猶其方達存寄りも相尋候様、四郎兵衛殿被仰候間、無覆蔵可申上候旨被仰聞候〔後略〕

「無御抛御方」よりの貸付要請がきても、除銀の枠以上の貸付は役所を通じて断ることができするため、とにかく 3 万両を除け置いて欲しいとの説得である。尚、この件は「無御抛御筋合」より申し達せられたことであると強調しており、江戸表からの指示であるとは明言していない。これに対して 11 軒が減額を要求したため、大屋四郎兵衛は、2 万 5 千両という妥協線を提示し、最終的には 2 万 1750 両で決着する⁽⁶⁸⁾。以上の経緯を経て、7 月 19 日に、11 軒より請書が提出され、除置銀 2 万 1750 両が設定される。

除置銀の設定によって、役所が貸付先の選定に介入することが可能となった。そのことを示すものとして、大坂町奉行所役人が、11 軒に対して行った演説を提示したい。

史料 7⁽⁶⁹⁾

内分ケ歩通り御銀〔除置銀を指す〕者、御役所江任セ置、自然差滞候節者、御益ニ而立用致度趣、左候ハ、御声掛り度毎、身元・引当ニ不抱、調達可致〔後略〕

除置銀は、役所の指示に従って、貸付先の属性や引き当てに拘わらず、貸付を行うための資銀であることが確認されている。すなわち、除置銀を原資とする貸付は、幕府の指定する貸付先に貸付を行わせしめるものであるという意味で、拝借金制度に類似しており、し

(67) 融通一件ニ付内々御声掛り之扣（大阪大学経済史経営史研究室所蔵「鴻池善右衛門家文書」3-3）。

(68) 同上、天明 4 年 7 月 6 日条。

(69) 同上、天明 4 年 8 月 7 日条。

かも幕府の金蔵から一切支出のない貸付であったことが分かる⁽⁷⁰⁾。

請書を提出した3日後の7月22日には、除置銀の中から、朱座へ5千両を貸し付けるように申し渡されている⁽⁷¹⁾。除置銀を原資とする貸付は、その後も続き、仙台藩に8千両（天明4年8月）、鯖江藩に500両（同5年6月）、高崎藩に1万5千両（同6年3月）の貸付が指示されている⁽⁷²⁾。

ここで改めて、明和7年（1770）における福井藩への貸付が持った意義について検討したい。森泰博は、同藩への貸付が融通御貸付制度の先駆となっていると指摘する⁽⁷³⁾。正鵠を射た指摘と言えるが、民間資本を利用して、諸大名に貸付を行わせしめるという発想そのものは、宝暦の御用金において既に政策化されていた。福井藩への貸付が持つ画期性は、資金供出者と借入希望者との相対ではなく、貸付先を幕府が指定したという点に求めるべきである。これに、益銀の一部を上納せしめる、という仕組みを加味したものが、天明3年以降の融通御貸付制度、とりわけ除置銀を原資とする「御声掛け」による御貸付であったと理解できるのである。

「御声掛け」の強制力を利用して貸付を受けた藩が、高崎藩、対馬藩など、財政的に健全とは言えない藩であったこと⁽⁷⁴⁾、そして笠谷和比古が明らかにした通り、後藤縫殿助の米切手改印制度に強い反発を示し、具体的に撤廃の陳情を行った大名が、大坂米市場に大量の貢租米を供給していた西国有力大名であったことを考え合わせるならば⁽⁷⁵⁾、大坂金融市場にとって魅力的な引き当てである米を大量に廻送し得る大名に対しては、監視・統制を強め、有効な引当てを提出し得ない大名、言い換えれば、純経済的取引としては、大坂金融資本からの借入を受けられない大名に対しては、従来の拝借金に代えて「御声掛け」による貸付によって救済することを構想していたと考えられる。

諸大名の反発を招いたとされる、田沼時代の幕府による金融支配は、全ての大名がおしなべて反発する性質の支配ではなかった。大坂金融市場に手蔓を持つ大名にとっては、反発すべきものであった一方で、それを持たない大名にとっては、救済の手が幕府より差し伸べられたことを意味した。大坂金融資本の側から見れば、本来貸付を行うべき対象ではないとしても、幕府が借財の取り立てにコミットするならば、有望な貸付対象たりえたのである。

大坂金融市場に手蔓を持つ大名達による米切手の乱発と、それに起因する金融市場全体の停滞、そして大坂金融市場に手蔓を持たない大名の財政悪化。これらの問題は、商人と

(70) ただし、貸付先から利息を徴収するという意味で、しかもその利息の一部は幕府にも入るという意味で、無利子年賦貸付を特徴とする拝借金とは決定的に異なるものである。

(71) 同右、天明4年7月22日条。

(72) 前掲「融通一件二付内々御声掛け之扣」。この内、高崎藩への貸付については、賀川前掲書2、125-134頁において詳細な検討がなされている。

(73) 森前掲書、227頁。

(74) 賀川前掲書2、85-136頁。尚、対馬藩への貸付は、天明5年の御用金を原資とする「御声掛け」によるものである。

(75) 笠谷前掲論文、89-97頁。

大名の二者による自律的な取引に任せておいては、決して解決されない問題であると当該期の幕府は判断した。その帰結が、米切手改印制度と融通御貸付制度の導入であった。

ここで導入された 2 つの制度の内、米切手改印制度は天明 7 年（1787）1 月に廃止される⁽⁷⁶⁾。これ以後、幕府は新たに米切手統制策を打ち出すことはなくなり、安永元年（1772）以前、すなわち不渡り切手の公銀買い上げ制度が導入される以前における、事後的な空米切手禁止政策に回帰した⁽⁷⁷⁾。一方、融通御貸付制度については、田沼失脚後も存続した。文化 14 年時点での御貸付銀の貸付先を列举した、加嶋屋作兵衛の手控えによれば、「御口入」の貸付と、それ以外の貸付とを区別しており、「御声掛り」による貸付も、継続して行われていることが分かる⁽⁷⁸⁾。寛政改革期を通じて、田沼時代の政策の多くが否定される中であっても、「御声掛り」による大名救済貸付については、勘定所において支持され、存続したのである。

おわりに

米切手改印制度が廃止されて以後、大坂における米切手発行は、諸家蔵屋敷の裁量に委ねられることとなった。その一方で、融通御貸付制度については、田沼失脚の後も存続した。大坂金融市場において自律的に資金調達を行うことができる大名には規則（空米切手停止令）と自由を、そしてそれができない大名には御貸付を、それぞれ与える体制が、ここに確立したのである。

大坂金融市場を支えた制度的基礎は、大名と商人との間に築き上げられた秩序に、幕府という統治者が法的根拠を与えたことによって完成した。大坂最大の両替商、鴻池善右衛門家に 35 年間奉公した草間伊助は、「出切手之儀ハ〔中略〕厳敷御取扱之義ハ、人々能ク存シ居候義故、慥ニ存、市町之もの共皆々右出切手を以て出銀仕候」と述べている⁽⁷⁹⁾。米切手が厳しく大坂町奉行所において吟味される、すなわち米切手の財産権が大坂町奉行所によって保障されると認識しているからこそ、人々は米切手を担保に貸付けを行う。本稿の実証結果は、草間伊助の主張を裏打ちしたものであったと言えよう。

しかし、残された課題も多い。大名が大坂金融市場で資金調達を行う場合、大きく分けて 2 通りの方法が存在した。すなわち、米切手の発行を通じて不特定多数の商人から資金募集を行う方法と、特定の金融商人との相対取引によって融資を受ける方法の 2 通りである⁽⁸⁰⁾。この内、前者については、幕府司法の下に行われる金融取引であったことは、本稿

(76) 前掲『大阪市史第三』, 1173 頁。前掲「憲教類典（七）」, 35 頁。

(77) 前掲拙稿 2, 40-41 頁。

(78) 「御貸附銀元帳之写」（国文学研究資料館所蔵「摂津国大阪加嶋屋長田家文書」296）。同店には慶應元年（1865）まで、幕府に益銀を上納していたことを示す証文が残されているため、同制度が幕府倒壊に至るまで継続されたことが窺える（「公銀御益上納御請取書」（同右, 1388））。

(79) 大阪市参事会編『大阪市史 第五』大阪市参事会, 1911 年, 957-958 頁。

(80) 後者の原始的形態が当座貸越契約であったことは、第 1 節において述べた通りである。

が論証した通りである。一方、後者については、貸付を行う商人にとって、その債権が必ずしも幕府司法によって保護されたわけではなかった。最も安全と考えられる、米切手を引き当てとする貸付を行った場合でも、米切手と蔵米との兌換は保障されても、貸付金そのものの返済は保障されなかった⁽⁸¹⁾。

既存の研究は、対大名貸付、いわゆる大名貸^{だいみょうがし}における債権の弱さを強調する一方で、なぜ多くの大名が貸付を受けることができたのか、なぜ大名貸しによって巨大資本に成長する商人がいたのか、といった疑問には応えていない⁽⁸²⁾。本稿で紹介した御貸付制度は、この弱さを補うために導入された制度であったが、多くの大名貸が、商人と大名との相対で成立していた現実を踏まえるならば、こうした相対での金融取引について、その契約履行を保障した仕組みを明らかにしなければならない。

それには個別事例の検討が不可欠である。相対で行われる大名貸、そして御貸付の双方について、その貸付内容と返済過程を明らかにし、相互に比較する作業が求められる。幸いにも我々は、最大の大名貸商人、鴻池屋善右衛門が遺した「掛合控」と呼ばれる史料を持っている⁽⁸³⁾。「掛合控」は、大名毎に貸付に至る経緯や返済の過程、並びに御貸付の枠組みでの貸付について、役所や貸付先大名との交渉履歴を記したものであり、上述の課題を解明する上で好適な史料となる。これらの分析を通じて、大坂金融市場を支えた制度的枠組みを包括的に解明していくことが今後の課題となる⁽⁸⁴⁾。

(81) 賀川前掲書 1, 中川前掲書。

(82) 粕谷誠は、金融商人が危険とされる大名貸を続けた背景として、關所、すなわち財産没収刑を懸念したと指摘している（粕谷誠「金融ビジネス」宮本又郎・粕谷誠編『講座・日本経営史 第1巻 経営史・江戸の経験—1600～1882—』ミネルヴァ書房、2009年、243-277頁）。しかし、少なくとも大名に幕府直轄領たる大坂の商人を關所に処する権限はなく、またその権限を有している幕府も、本稿が明らかにしたように、金融市場の円滑な運営に意を砕いていたことから、商人を關所にする可能性は無かったと見てよい。身分差に基づく強制力のみによって説明するのではなく、経済合理的な理由を検討することが必要であろう。

(83) 大阪大学経済史経営史研究所所蔵。

(84) 当該課題については科学研究費補助金「研究活動スタート支援」（課題番号：22830024）の助成を受け、既に着手している。また将来的に、中林真幸氏（東京大学社会科学研究所）、結城武延氏（東京大学大学院経済学研究科博士課程／日本学術振興会特別研究員 DC2）との共同研究として、科学研究費補助金「基盤（C）」に応募する予定である。